

○指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱

平成 27 年 6 月 1 日 告示第 91—2 号

(一部改正) 平成 28 年 5 月 20 日 告示第 78 号

(通則)

第 1 条 指宿市地域経済循環創造事業費補助金の交付に関しては、国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年 2 月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「要綱」という。）に基づいて実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第 6 号。以下「交付規則」という。）、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、市が地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての補助を行うことにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。

(交付対象者)

第 3 条 交付対象者は、国の補助事業を実施する民間事業者等（以下「補助事業者」という。）とする。

(事業内容)

第 4 条 市長は、地域資源をいかした先進的で持続可能な事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業について、補助事業者が事業化段階で必要となる初期投資に係る経費（地域における生産・サービス拠点の創出に資する施設整備費や機械装置費等に要する経費）及びそれらに付随する経費（事業の性能の向上・評価に必要な経費）についての補助を行う。

- (1) 事業の実施により，地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (2) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- (3) 交付対象経費のうち，交付金事業者が地域金融機関から受ける融資額（以下「融資額」という。）が第6条に規定する公費による補助金額と同額以上であること。

（交付対象経費）

第5条 補助金交付の対象となる経費は，次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	説明	
施設整備費	事業の遂行に必要な建物，建物附属設備及び構築物に係る設計，工事監理，建築工事並びに購入に係る経費（用地取得費を除く）	
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計，工事監理及び購入に係る経費	
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入に係る経費	
付随経費	事業の性能の向上・評価に必要な以下の経費	
	事前調査費	事業を実施するための事前の調査に係る経費
	原材料費	事業の遂行に必要な材料の購入に係る経費
	光熱水費	事業の遂行に必要な施設及び設備の光熱水費
	修繕費	事業の遂行に必要な施設及び設備の修繕に係る経費
	リース・レンタル費	事業の遂行に必要な設備のリース・レンタルに係る経費
	会議費・旅費・交通費	事業の遂行に必要な情報，意見等の交換並びに検討のための会議開催及び視察に要する経費
	通信運搬費	事業に直接要する通信回線の月々の使用料及び資料等の郵便発送料等
	広告宣伝費	事業の実施に必要な情報を発信するために必要な経費

(交付限度額)

第6条 交付対象経費のうち、融資額を除いた額を対象として、市が補助事業者に補助する経費（以下「補助金額」という。）は、1事業あたり次に掲げる額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 融資額が補助金額と同額以上2倍未満の額の場合 2,500万円

(2) 融資額が補助金額の2倍以上の額の場合 4,000万円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 実施計画書（第2号の1様式、第2号の2様式）

(2) 初期投資に係る事業計画書

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは国に要綱に基づく交付申請を速やかに行うものとする。

2 市長は、国から要綱に基づく交付決定を受けたときは、交付決定通知書（第3号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定通知を受けた補助事業者は、前条の交付決定の内容に不服があるときには、補助金の交付の決定の日から起算して30日を経過する日までに、申請を取り下げることができる。

2 申請を取り下げの場合は、交付申請書の写しを添えて申請取下書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、市長から要求があった場合は、事業の遂行状況について遂行状況報告書（第5号様式）を提出するものとする。

（事業計画変更等の承認）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更申請書（第6号様式）に変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、交付対象総額の10パーセント以内の流用額を除く。

(2) 第7条第2項のただし書により交付の申請をした場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったとき

(3) 資金区分のうち、地域金融機関から受ける融資額を減額しようとするとき。

(4) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げるもののうち軽微な変更を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる変更

イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更

(5) 交付対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき

(6) 交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

2 市長は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内に、又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか

早い日までに、実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- (3) 写真（事業の完了が確認できるように撮影したもの）
- (4) 融資機関からの融資決定通知等融資額を確認できる書類
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、交付対象事業に係る実績報告書等の審査を行い、交付対象事業が補助金の決定内容に適合すると認めたときは、交付額を確定し、補助事業者に交付額確定通知書（第8号様式）を通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の支払）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第8条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令通知書（様式第9号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて要綱で定められた利率を用いて算定した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による返還及び前項の規定による納付の期限については、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は、未納額についてその未納期間に応じて要綱で定められた利率を用いて算定した延滞金を徴するものとする。
- 5 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（交付金の経理等）

第16条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後10年間又は第19条第2項に定める財産の処分を制限される期限の属する年度のいずれか遅い年度まで保存しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 市長は、第4条による補助により補助事業者に収益が生じたときは、補助事業者に対して、補助金返還命令通知書（第9号様式）により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により返還を命ずることができる額は、交付額を上限とする。

（財産の管理等）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良

な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、取得財産等について、当該年度から交付規則別表に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、同第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条の規定によるものとする。

3 補助事業者が、第1項に付した条件に基づき承認を受ける場合は、あらかじめ承認申請書（第10号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、補助金返還命令通知書（第9号様式）により、その収入の全部、若しくは一部を市に返還させることがある。

(勧告・助言等)

第20条 市長は、補助事業者に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 市長は、補助事業者に対し、必要があるときは、交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(その他必要な事項)

第21条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から適用する。

この告示は、平成28年5月20日から適用する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付申請書

指宿市地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 交付申請額

算出の基礎 別紙 指宿市地域経済循環創造事業費補助金実施計画書
（第 2 号の 1 様式，第 2 号の 2 様式）のとおり

2 補助事業の内容及び補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

別紙 指宿市地域経済循環創造事業費補助金実施計画書
（第 2 号の 1 様式，第 2 号の 2 様式）のとおり

3 補助事業の完了予定期日

年 月 日

4 添付書類

- （1）指宿市地域経済循環創造事業費補助金実施計画書（第 2 号の 1 様式，第 2 号の 2 様式）
- （2）初期投資に係る事業計画書
- （3）その他，市長が必要と認めるもの

指宿市地域経済循環創造事業費補助金実施計画書

地方公共団体名：

事業名：

I 収支計画書

単位：千円

	(n+1) 年	(n+2) 年	(n+3) 年 (平年ベース)	計上根拠	(n+4) 年	(n+5) 年
収入見込 A (売上高等)						
経常的支出合計 B (C + D + E)						
地域資源活用費 C						
原材料費						
修繕費						
地域人材活用費 D						
労務費（新規雇用）						
労務費（既存人員）						
その他の経常的支出 E						
光熱水費						
備品費						
リース・レンタル費						
会議費・旅費・交通費						
通信運搬費						
広告宣伝費						
その他地域からの人材費						
その他地域からの原材料費						
キャッシュフロー／年 F (A-B)						

※1 本収支計画書は、(n+1) 年度から軌道に乗ったと思われる平年ベースの年度のものまでを記載すること。その後、設備投資の増加を伴わずに、収入見込増が想定されるものについては、平年ベース後数年間の見込値も記載すること。

※2 キャッシュフロー（F）は、初期投資に係る金融機関からの融資等の返済原資相当分となる。よって、各年度のキャッシュフロー（F）は、各年度の金融機関への返済予定額を上回るよう策定すること。なお、経常的支出合計（B）には、減価償却費を含まないので、（F）が更新投資財源相当に及ぶこともあり得る。

※3 収入見込（A）は、合理的かつ適切な数値を記入するとともに、※2の要素を勘案した上で、金融機関からの融資額の算出根拠となったものを記載すること。

※4 計上根拠については、具体的な資料を添付すること。（様式任意）

Ⅱ 初期投資計画書（交付申請額算出表）

単位：千円

交付対象経費 経費区分	(n) 年度中までに支出されるものに限る（土地取得費用やランニングコストは対象外）		
	(税込み)	(税抜き)	計上内容、根拠（見積書を添付すること）
施設整備費			
機械装置費			
備品費			
付随経費			
合計 A			

資金区分		
事業者自己資金等 B		
地域金融機関から受ける融資額 C		
公費による交付額 D (A－B－C)		
うち地方費 E		
うち国費 F (D－E)		
合計		

※1 交付対象経費は交付金充当の前提となる新規事業に係るもの限り、(n) 年度中までに事業体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

(検証上の留意事項等)

事業実施地住所 (A) (今回対象事業を行う施設所在地住所)	左欄 (A) が交付要綱第 6 (3) に掲げる地域に該当する場合の地域区分 (該当する地域区分に○を記載)								財政力指数 ((n-3) 年度～ (n-1) 年度平均)
	過疎	特定 農山村	山村	半島	離島	沖縄	奄美	小笠原	

投資効果 ((公費による交付額＋融資額) / 公費による交付額)	地元雇用創出効果 (地元雇用件数費の累計* (融資期間**) / 公費による交付額)	地元産業直接効果 (地元原材料費の累計* (融資期間 **) /公費による交付額)
課税対象利益等創出効果 (キャッシュフロー* (融資期間**) / 公費による交付額)	経済循環創造効果 (売上高* (融資期間**) /公費による交付額)	* 「資金収支計画書」 平年ベースの数 値で試算 **本試算上は、融資期間を想定7年と して試算

地域経済循環創造事業費補助金実施計画書

都道府県名	都道府県番号	市町村名（市町村のみ記載）	担当課
鹿児島県	46	指宿市	
担当者職・氏名		電話番号・住所	Eメールアドレス

I 事業実施主体の概要

（1）プロフィール（単位：千円）

名称			
法人形態 (該当する形態に○)	1 株式会社 2 合名会社 3 合資会社 4 その他（ ）		
代表者役職・氏名			
経理責任者役職・氏名			
担当者役職・氏名			
住所		電話番号	
資本金		従業員数	
設立年月日		事業実施主体の HPのURL	
主要事業の概要			
出資又は出捐構成 (上位 5 者の名称、出資又は 出捐額及びその割合)			
国又は地方公共団体等が出資又は出捐する法人については、その名称、出資又は出捐額及びその割合			

（2）経営理念、経営ビジョン

--

（3）事業実施主体の財務状況（単位：千円）

損益状況	売上高 A	営業利益 B	営業利益率 C = B / A	経常利益 D	当期純利益 (税引後) E	繰越利益 F	減価償却 G
／ 期							
／ 期							
／ 期							
決算見込							

Ⅱ 事業計画の概要（図や写真も貼り付けるなど、内容が伝わるよう、具体的に記載してください。）

(1) 交付対象事業の名称
(2) 交付金事業の目的
(3) 事業内容（ビジネスを構成する各事業単位（概ね商品・サービス単位）ごとのビジネスモデル）
(4) 初期投資経費と新ビジネスの関係
(5) 事業環境認識
①市場規模、市場ニーズ（顧客の動向）

②事業実施地の優位性

＜事業実施地に係る位置図＞（今回対象事業を行う施設の位置及び周囲の状況がわかるもの）

＜今回対象事業を行う施設が立地する場所が有する地理的優位性の認識＞

（６）商品・サービスの特徴

①活用する地域資源は何か

②商品やサービスの内容、特徴

③競合状況、技術革新、法制度の動向及び社会環境の変化と新ビジネスの優位性

(7) 販売先、ターゲット顧客

①ターゲット顧客

②販売先

(8) 生産体制

①各生産単位ごとの生産プロセスと必要な設備、人員

②今回導入する設備等の位置付け

③原材料の仕入れ先

④原材料の仕入先の安定度、事業用地の確保見通し

(9) 雇用計画

①活用する地域人材等の雇用計画

②人材育成計画

(10) 事業戦略（需要開拓、販路確立等に向けた具体的な施策）

< 4 P 戦略的視点 >

①プロダクト（製品・サービス）

②プライス（価格）

③プレイス（販路）

④プロモーション（宣伝）

< ブルーオーシャン戦略的視点 >

< 社会貢献満足戦略的視点 >

(1 1) 地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替性等

①課題認識（本事業の背景にある公共的な地域課題）

②実現策（本事業によって公共的な地域課題をどのように解決するか）

③行政負担の代替効果（本事業によってどの程度行政負担を代替するか）

④地域への波及効果及び数値目標（本事業によって③のほか地域にどのようなインパクトを与えるか）

(1 2) 事業着手の経緯

①これまでの検討状況

②事業実施主体のバックグラウンド

(1 3) 地域での事業実施体制図

(産学金官連携図)

(交付対象事業における民間事業者、大学、地域金融機関、行政＜産学金官＞の連携を記載)

地方公共団体の役割

地域金融機関の役割

その他関係者の役割

(14) 地域金融機関との調整状況

- ・金融機関の融資了解の有無については、「○」・・・押印付きで了解済み、「△」・・・口頭で了解済みの段階、「×」・・・協議中で入力してください。
- ・担保・保証条件については、「有」か「無」で入力してください。

地域金融機関 の融資了解 の有無	融資予定額 (千円)	担保・保証条件			
		物的担保の 有無	人的保証の 有無	信用保証協会の保 証の有無	その他担保・ 保証の有無

(15) 事業に内在するリスクと回避策

(16) 事業化後の今後のフォローのあり方について（誰がどのように行うのか）

① フォロー体制

② 事業報告

(17) 創業支援事業計画の策定状況

<添付書類> 本調書には以下の書類を添付すること。

- ① 法人の沿革、組織図、従業員数等の概要、品目、実績及び主たる事務所の所在状況についての記載を含んだ書類（上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可）
- ② その他、パンフレット等事業の補足資料（任意）
（備考）
 - 1 必要に応じて適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 - 2 全項目について、記載すること。

地域経済循環創造事業費補助金実施計画書

事業名：

Ⅲ 連携する地域金融機関

金融機関・支店名	職印	(連絡先) 担当者名、電話番号
本件融資に係る融資額、融資期間（新規契約分）		
本件融資に係る担保・保証条件（新規契約分）		
金融機関意見欄（融資額、融資期間等の考え方）		

第 号
年 月 日

様

指宿市長



指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度指宿市地域経済循環創造事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付決定に付する条件

補助金等の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとします。

補助金等に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとします。

補助金等の額は、補助事業等に要する経費から事業者自己資金、金融機関からの融資額及びその他の補助金等を除いた額、その額は指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づく額を上限とし、当該補助事業等に要する経費の確定額が、2の「補助事業等に要する経費」を超える場合においても2の「補助金等の額」とし、2の「補助事業等に要する経費」を下回った場合においては2の「補助金等の額」は変更することがあります。

補助事業により取得した財産等については、指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第18条の規定により管理及び運用を図るとともに、処分等しようとするときは、同要綱第19条の規定により市長の承認を受ける必要があります。

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

指宿市地域経済循環創造事業費補助金申請取下書

年 月 日付で交付申請した指宿市地域経済循環創造事業費補助金について、申請を取り下げたいので、指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる事由

（注） 交付申請書（第 1 号様式）の写しを添付すること。

第 5 号様式（第10条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

指宿市地域経済循環創造事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された指宿市地域経済循環創造事業費補助金について、指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

第 6 号様式（第11条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

指宿市地域経済循環創造事業費補助金事業変更申請書

年 月 日付けで交付申請した指宿市地域経済循環創造事業費補助金について、申請内容を変更したため、指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

変更の内容が確認できるもの

第 7 号様式（第12条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

指宿市地域経済循環創造事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった 年度指宿市地域経済循環創造事業費補助金に係る事業を実施したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金等の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

精 算 額 金 円

2 補助事業等の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 補助事業等の成果

4 添付書類

（1）収支精算書

（2）契約書，請求書，領収書及び納品書等の写し

（3）写真（事業の完了が確認できるように撮影したもの）

（4）融資機関からの融資決定通知等融資額を確認できる書類

（5）その他，市長が必要と認めるもの

第 8 号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知をした 年度指宿市地域
経済循環創造事業費補助金については、下記のとおり補助金等の額を確定したの
で通知します。

1 交付確定額

金 円

第 9 号様式（第15条，第17条，第19条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



指宿市地域経済循環創造事業費補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した指宿市地域経済循環創造事業費補助金の交付対象事業に係る交付額について，指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第15条第 2 項，第17条第 1 項又は第19条第 4 項の規定のに基づき，次のとおり返還を命じます。

1 交 付 額

金 円

2 返還命令額

金 円

第10号様式（第19条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

指宿市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書

下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、指宿市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱第19条第3項の規定に基づき、申請します。

- 1 交付対象事業の名称
- 2 補助事業者の名称・所在地・代表者氏名
- 3 総事業費
- 4 交付対象経費
- 5 処分する施設・設備の名称
- 6 処分内容
- 7 処分する理由

- （1） 処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。
- （2） 施設は、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備は、申請時における具体的な用途を記載すること。
- （3） 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。